

第3学年学生 諸君

学生主事

## 2026年度日本学生支援機構給付奨学生(予約採用)及び 高等教育の修学支援新制度の授業料等減免について

このことについて、申請を希望する学生は、別紙にて自らが対象となるかを確認の上、下記受付期間に学生課学生係で配付する申請書類を受け取り、手続きを済ませること。

本件は、次年度4年生に進級予定の学生に対する事前申込の案内であり、給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分等があった場合を除く)。

なお、給付奨学生として採用された場合、高等教育の修学支援新制度の授業料等減免を受けることができます。但し、多子世帯に該当し収入基準等で給付奨学生として不採用の場合でも、授業料等減免の対象となります。

### 記

・申請書類配付期間: 令和7年5月1日(木)～6月6日(金)

※制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



## 認定要件

(1) 進級予定の3年生

(2) 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(3) 学業成績等に関する基準

次のいずれかに該当すること

- ・ 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準

○支給算定基準額＝市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に3/4を乗じた額

区分	支給算定基準額	修学支援新制度による 授業料減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分 （多子世帯）	51,300円以上～154,500円未満	満額（上限の範囲内）
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額（上限の範囲内）

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか、「進学シミュレーター」から、ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

○資産基準

5,000万円未満であること。但し、多子世帯授業料等減免に関しては3億円未満。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）